教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年３月28日

新潟県教育委員会

委員長　　栗　田　　修　行

新潟県教育委員会規則第２号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

第１条　教育職員の免許状に関する規則（平成元年新潟県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（普通免許状の検定授与の申請） **第４条**　免許法第５条第１項、第17条、第18条、同法附則第５項、第９項、第18項、第19項及び施行法第２条の規定による普通免許状の検定授与を受けようとする者又は免許法第５条の２第３項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者（検定に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、現に新潟県において教員として勤務する者にあっては第７号、昭和63年改正法附則第10項の適用を受ける者にあっては第４号、免許法第６条第３項別表第４の適用を受ける者にあっては第６号の書類は提出を要しない。 (1)・(2)　（略） (3)　基礎資格に関する次の証明書のうち必要なもの ア　（略） イ　有することを必要とする免許状、認可書、保健師、看護師の免許証又は保育士証等の写し（別記第５号様式） ウ　（略） エ　（略） (4)・(5)　（略） (6)　実務に関する証明書（別記第４号様式） (6)の２　実務証明書（別記第４号様式の２） (7)～(10)　（略） ２　（略）	（普通免許状の検定授与の申請） **第４条**　免許法第５条第１項、第17条、第18条、同法附則第５項、第９項、第18項及び施行法第２条の規定による普通免許状の検定授与を受けようとする者又は免許法第５条の２第３項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者（検定に係るものに限る）は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、現に新潟県において教員として勤務する者にあっては第７号、昭和63年改正法附則第10項の適用を受ける者にあっては第４号、免許法第６条第３項別表第４の適用を受ける者にあっては第６号の書類は提出を要しない。 (1)・(2)　（略） (3)　基礎資格に関する次の証明書のうち必要なもの ア　（略） イ　有することを必要とする免許状、認可書及び保健師若しくは看護師の免許証等の写し（別記第５号様式） ウ　（略） エ　（略） (4)・(5)　（略） (6)　実務に関する証明書（別記第４号様式） (7)～(10)　（略） ２　（略）

第２条　別記第４号様式の次に別記第４号様式の２を加える。

第４号様式の２（第４条関係）

本人に直接手渡す場合は、証明者が密封し、本人開封無効と朱書のこと。

実　務　証　明　書

職名＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿年　月　日生

施設名 ※認定子ども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記入	
認可等年月日 ※認可外保育施設の場合は、設立年月日を記入	昭和 平成　　年　　月　　日
所在地	
電話番号	（　　）　　－

良好な成績で勤務した期間	勤務した期間		年月数	実労働時間数	備考
	年月日から	年月日まで			
	・　・	・　・		時間	
	・　・	・　・		時間	
	・　・	・　・		時間	
	・　・	・　・		時間	
	・　・	・　・		時間	
	・　・	・　・		時間	

勤務しなかった期間（休職・欠勤等）		
期間（年度）	年月日数	理由

所属長の所見

実務証明責任者の所見

調査事項 （５を優秀とし該当欄に○を付す）	評価				
	5	4	3	2	1
勤務状況は、規律正しく勤勉か					
保育計画、学級経営は適切に行われているか					
教材研究等保育指導の成績をあげているか					
正しい生活指導が行われているか					
地域社会の信頼を受けているか					
分掌事務を正確じん速に処理しているか					
現職教育に出席する等絶えず研修に努めているか					
上記調査事項中、評価が「２」以下のものについて、その具体的な理由					

事実と相違ないことを証明します。

平成　　年　　月　　日

所属長職氏名　　印

平成　　年　　月　　日

実務証明責任者　　印

（注）　特例の対象として認められる勤務期間等（３年かつ4,320時間以上）について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに作成すること。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則第１条本文に定める施行期日から起算して５年を経過した日に、その効力を失う。